

岐阜県公共事業事後評価要綱

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が実施する公共事業（以下「事業」という。）の事後評価を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画や調査に反映するための手続きについて必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事後評価の対象事業)

第2条 事後評価の対象とする事業は、別表1に掲げる国庫補助事業、交付金事業、県単独事業とする。

(事後評価の実施時期)

第3条 事後評価の実施時期は、事業完了後（暫定供用後を含む）一定期間を経過した後とする。この場合において「一定期間」とは別表2のとおりとする。

2 自然災害等の事象の発生や環境への影響、社会経済情勢の変化等により、事後評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに事後評価を実施する。

(事後評価実施箇所の選定)

第4条 事後評価の実施箇所は、第2条及び前条第1項に基づく事後評価の対象事業のうちから、事業規模及び事業特性等を考慮して選定する。

2 事後評価実施箇所の選定にあたっては、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の意見を聞くこととする。

(事後評価の実施方法)

第5条 事後評価マニュアルに基づき、多様な手法を用いて地域住民や利用者等、幅広く意見を収集し事後評価を実施する。

- 2 事後評価マニュアルは事業毎の特性を十分踏まえ策定する。
- 3 事後評価マニュアルの策定または見直しをする場合は監視委員会の意見を聞くこととする。

(事後評価の視点)

第6条 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- (1) 住民の参加・協働による効果
- (2) 事業の効果
- (3) 環境面への配慮
- (4) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (5) 利用者・地域住民等への効果
- (6) 対応方針（今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、新規事業へ適用すべき留意点）

(事後評価資料及び対応方針案の作成)

第7条 事業所管部長は、事後評価を行うに当たって必要となるデータ収集、整理等を行い、対応方針に関する資料を作成する。

2 「岐阜県公共事業再評価要綱」第8条に定める事業評価検討委員会は、事業所管部長が作成した対応方針に関する資料を審議し、事後評価に係る資料及び対応方針案を作成する。

(対応方針の決定)

第8条 知事は、対応方針を決定する場合は、あらかじめ、監視委員会の意見を聞くものとする。

2 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、対応方針を決定する。

(審議結果、対応方針等の公表)

第9条 知事は、監視委員会での審議結果及び対応方針その他必要な事項を公表するものとする。

(関係資料の保存)

第10条 事後評価の実施主体は、事後評価終了以後10年間、当該事業の審議結果及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

(その他)

第11条 事業所管部長は、本要綱に基づき、各事業の事後評価についての実施細目を必要に応じて定めることができるものとする。

附 則

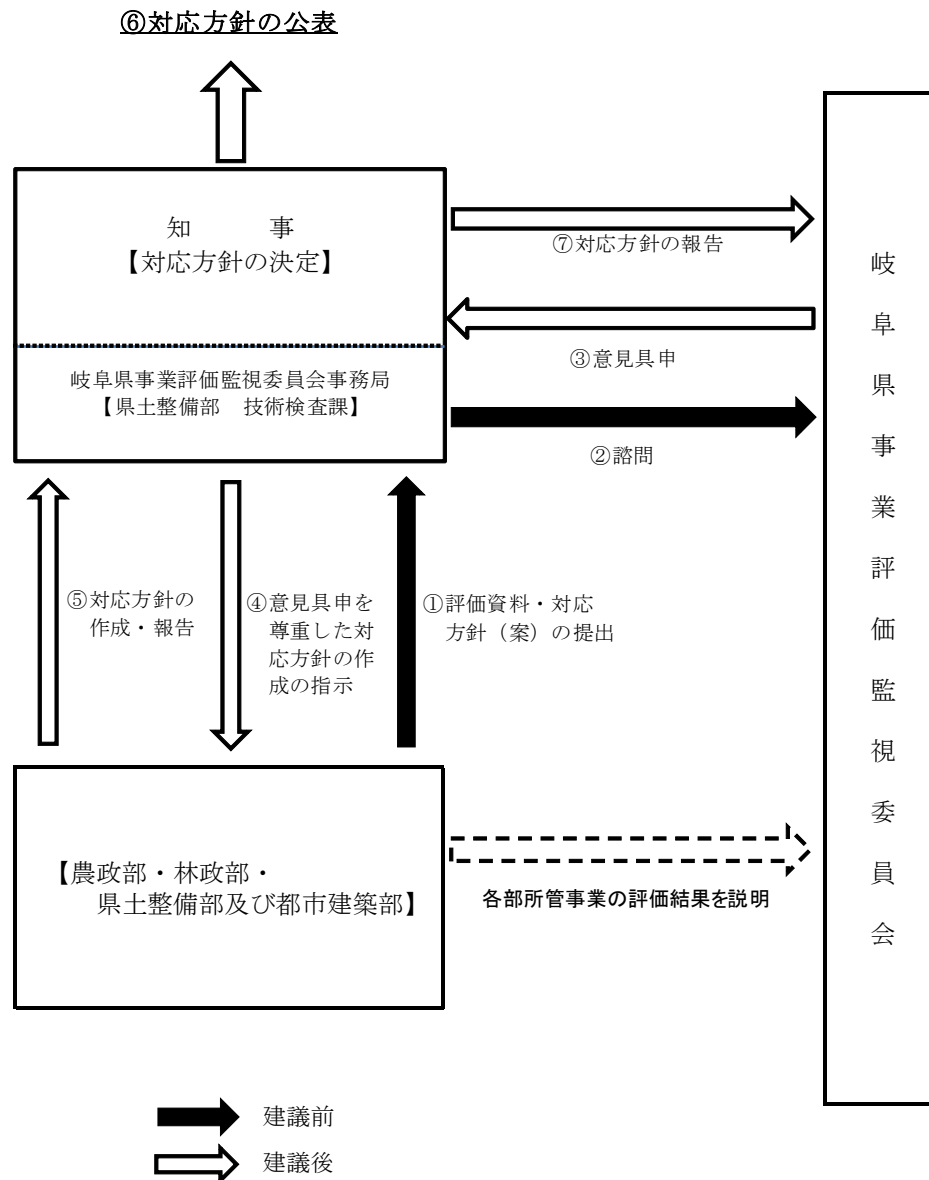
(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

公共事業の事後評価の実施フロー



別表 1 (第 2 条関係)

事後評価の対象事業

事業名		対象基準 (全体事業費等)
農業農村整備事業	ほ場整備、かんがい排水、活性化施設、農村公園、農道事業等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
	農業集落排水事業	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
	農地防災事業	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
林道事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
治山事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
道路事業 (道路建設課所管)	改築系事業等	改良延長 L = 2.0 km以上 もしくは全体事業費 10億円以上
道路事業 (道路維持課所管)	交通安全防災事業等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
河川事業	河道整備等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
	排水機場等	県施工排水機場等の構造物全て
ダム事業	公共河川総合開発事業	県施工ダム全て
砂防事業	砂防、急傾斜、地すべり、 雪崩事業等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
街路事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
公園事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
下水道事業	流域下水道事業	木曾川右岸流域下水道
公営住宅事業		新設戸数 50 戸以上 もしくは全体事業費 10 億円以上
水道事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上

別表第2（第3条の1関係）

事後評価の実施時期

事業名		実施時期	理由 (5年後とした理由)
農業農村 整備事業	ほ場整備、かんがい排水、 活性化施設、農村公園、農 道事業等	概ね1年経過したもの	
	農業集落排水事業	概ね5年経過したもの	各戸への供用は、事業完了 後3年以上要し、水質向上 効果は概ね5年を要する。
	農地防災事業	概ね5年経過したもの（但 し、5年以内でも災害等の 発生により必要と判断した 時は速やかに実施）	自然災害（洪水等）等の事 象発生による事業効果の評 価に概ね5年を要する。
林道事業		概ね1年経過したもの	
治山事業		概ね5年経過したもの（但 し、5年以内でも災害等の 発生により必要と判断した 時は速やかに実施）	自然災害（洪水等）等の事 象発生による事業効果の評 価に概ね5年を要する。
道路事業 (道路建設課所管)	改築系事業等	概ね1年経過したもの	
道路事業 (道路維持課所管)	交通安全防災事 業等	概ね1年経過したもの	
河川事業	改修系事業	概ね5年経過したもの（但 し、5年以内でも災害等の 発生により必要と判断した 時は速やかに実施）	自然災害（出水等）等の事 象発生による事業効果の評 価に概ね5年を要する。
	環境整備系事業	概ね1年経過したもの	
ダム事業	公共河川 総合開発事業	概ね5年経過したもの	自然災害（洪水、渇水等） 等の事象発生による事業効 果の評価に概ね5年を要す る。
砂防事業	砂防、急傾斜、 地すべり、雪崩 事業等	概ね5年経過したもの（但 し、5年以内でも災害等の 発生により必要と判断した 時は速やかに実施）	土砂の移動現象や緑化の復 元状況等の評価に概ね5年 を要する。
街路事業		概ね1年経過したもの	
公園事業		概ね1年経過したもの	
下水道事業	流域下水道事業	概ね5年経過したもの	各戸への供用は、事業完了 後3年以上要し、水質向上 効果は概ね5年を要する。
公営住宅事業		概ね1年経過したもの	
水道事業		概ね1年経過したもの	